

男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託事業者募集要領

1 業務内容

(1) 業務名称

男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務目的

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を含めた企業からの寄附におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、企業に対して地方創生に係る事業を周知することで、寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すことを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料の算定方法等

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が男鹿市に紹介した寄附者による寄附が成立した場合、その寄附額に委託料率を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額とする。なお、委託料率は20%以内とする。支払時期については、契約締結時に協議する。

(6) 委託方法等

随時申し込みを受け付け、書類審査の結果、審査基準を満たす者について随意契約を締結し、業務を委託するものとする。なお、申込書受理後、契約締結までの期間はおおよそ2～3週間程度を想定している。

2 参加資格等

(1) 申込資格 企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 租税公課の滞納がないこと
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑥ 民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。
- ⑧ 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

(2) 業務実施上の条件

実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ男鹿市の承認を得るものとする。

3 申込方法等

(1) 申込提出書類

申し込みの際は次の書類を提出すること。なお、下記の様式は男鹿市ホームページからダウンロードできる。

表 1 各種様式

書類名称	様式	提出部数	
		正本	副本
① 申込書	様式 2（申込書）	1 部	6 部
② 誓約書	様式 3（誓約書）	1 部	1 部
③ 会社概要書	任意様式（会社パンフレット等）	1 部	6 部
④ 企画提案書	任意様式 ※ 用紙サイズは A 4 版。片面カラー印刷。文字ポイントは 10.5 ポイント以上。審査基準を踏まえた提案を行うこと。	1 部	6 部
⑤ 実績書	様式 4（実績書） ※ 過去 2 年以内に国または地方公共団体における本業務と同種または類似する実績がある場合は、代表的なものを 2 件以上記載すること。それ以前の年については PR したい実績があれば記載すること。	1 部	6 部
⑥ 見積書	様式 5（見積書） ※ 押印省略可。その場合、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先は記載すること。 例）発行責任者 氏名 連絡先 担 当 者 氏名 連絡先	1 部	6 部
⑦ 法人登記簿または商業登記簿謄本	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。	1 部	1 部
⑧ 納税証明書	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。 提出する証明書は以下のとおりとする。 市税 「未納のない証明書」の写し 法人税、消費税及び地方消費税 「納税証明書（その 3）または（その 3 の 3）」の写し	各 1 部	各 1 部

(2) 受付期間及び申込場所等

表 2 受付期間及び申込場所等

申込	随時募集
申込方法	持参または郵送
申込先	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1 男鹿市 総務企画部企画政策課 企業版ふるさと納税担当宛
注意事項	① 提出された書類は返却しない。 ② 審査に必要と認められる場合は、村から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

(3) 質問等

申込みにあたり、質問がある場合には次の書類を提出すること。

表 3 質問連絡先

提出方法	様式 1（質問書）により E-M a i l にて提出すること。
提出期限	随時受付
提出先	男鹿市 総務企画部企画政策課 企業版ふるさと納税担当 E-M a i l : kikaku@city.oga.akita.jp ※件名は「【質問書】男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援事業（事業者名）」とする。
回答方法	質問者あてに E-M a i l で回答する。

4 審査方法等

(1) 審査方法

審査については書類審査とする。提出書類について、男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会において、別に定める評価点審査基準に基づき、審査及び評価を行う。

評価点において、平均 60 点以上を獲得した事業者を受託候補事業者とし、以後契約に向けた協議を行う。

(2) 審査項目

- ① 寄附見込企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ② 自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。
- ③ PR に対する助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。
- ④ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ⑤ 制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。

⑥ 提案内容の業務実施頻度及び時期は妥当か。

(3) 結果の通知

審査結果は、申込事業者に対し、審査終了後順次E-Mail及び文書により通知する。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは受託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと男鹿市が判断したとき。

6 契約

受託候補事業者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

7 その他

- (1) 書類郵送トラブルによる損害等については、男鹿市は一切責任を持たない。
- (2) 申込みに関する費用は申込者負担とする。
- (3) 申込み及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び男鹿市財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。
- (5) 緊急等やむを得ない理由等により、公募を実施することができないと認められる場合は、公募を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募に要した費用を男鹿市に請求することはできない。
- (6) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。

8 問い合わせ先

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市 総務企画部企画政策課

TEL : 0185-24-9122

E-mail : kikaku@city.oga.akita.jp